

## 伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人権諸問題の解決に向け、人権の擁護及び確立を目指すことを目的として組織された団体が行う人権啓発活動事業費等に対し、予算の範囲内において伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）、補助対象事業、事業内容、補助金額及び限度額は、別表のとおりとする。

(交付の要望)

第3条 補助金の交付を要望しようとする者は、伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金交付要望書（第1号様式）を、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の10月末日までに、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画案
- (2) 予算案
- (3) その他市長が必要と認める書類

(内定通知)

第4条 市長は、前条の規定による補助金の交付要望があったときは、団体の活動内容等を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の予算措置を行い、当該予算の議決後、その旨を伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金内定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付の申請)

第5条 前条第2項の規定により内定通知を受けた者は、伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金交付（変更交付）申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 相談員設置計画書（生活相談事業を実施する場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があり、審査の結果補助金を交付すべきものと決

定したときは、伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金交付（変更交付）決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（変更交付の申請）

第7条 前条の通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金交付（変更交付）申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 収支変更予算書
- (3) 相談員変更設置計画書（生活相談事業を実施する場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（変更交付の決定）

第8条 市長は、前条の申請があり、審査の結果交付する補助金を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金交付（変更交付）決定通知書により通知するものとする。

（変更の承認）

第9条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容若しくは経費の配分の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第10条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、交付の決定又は変更交付の決定をした後において交付するものとし、補助事業等が完了した後に精算するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金交付請求書（第7号様式）に伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 相談活動状況報告書（生活相談事業を実施した場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年6月10日告示第153号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象者	補助対象事業	事業内容	補助金額及び限度額
神奈川県地域人権運動連合会伊勢原支部 部落解放同盟神奈川県連合会伊勢原支部 全日本同和会神奈川県連合会伊勢原支部	人権啓発事業	人権意識の普及高揚を図るために必要な講座、講演会、研修会等の人権啓発に関する事業	補助金の額は、補助対象事業費の2分の1以内とし、限度額は1団体につき30万円とする。
	生活相談事業	地域住民の生活及び教育上の諸問題について助言等を行う相談事業	
	その他市長が適当と認める事業	人権の擁護に関する事業等	
一般社団法人神奈川人権センター 国連NGO横浜国際人権センター	人権啓発事業	人権意識の普及高揚を図るために必要な講座、講演会、研修会等の人権啓発に関する事業	

備考 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第1号様式（第3条関係）

年度伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金交付要望書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

要望者名称及び  
代表者氏名

年度において次の事業を行いたいので、補助金の交付を願いたく要望します。

- |   |            |  |   |
|---|------------|--|---|
| 1 | 交付要望額      |  | 円 |
| 2 | 事業の名称      |  |   |
| 3 | 事業の目的及び内容  |  |   |
| 4 | 補助事業の財源内訳  |  |   |
|   | ①市の補助金     |  | 円 |
|   | ②市以外からの補助金 |  | 円 |
|   | ③自主財源      |  | 円 |
|   | 計          |  | 円 |

（注）予算案及び事業計画案を添付してください。

第2号様式（第4条関係）

年度伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金内定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付けで要望のありました伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金の交付については、次のとおり交付する予定ですので、年 月 日までに伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金交付（変更交付）申請書を提出されるよう通知します。

1 補助金交付予定額 円

2 補助金の使途

第3号様式（第5条、第7条関係）

年度伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金交付（変更  
交付）申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

---

申請者名称及び  
代表者氏名

---

年度伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金の交付（変更交付）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 補助事業等の目的
- 3 添付書類
  - (1) 事業（変更）計画書
  - (2) 収支（変更）予算書
  - (3) 相談員（変更）設置計画書（生活相談事業を実施する場合に限る。）
  - (4) その他市長が必要と認める書類

年度伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金交付（変更  
交付）決定通知書

住所又は  
所在地

---

申請者名称及び  
代表者氏名

---

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金については伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付決定額 円

2 交付条件

- (1) この補助金は、人権啓発活動事業等のために交付するものであり、目的外への使用は一切しないこと。
- (2) 補助事業等の内容又は補助事業等の経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

第5号様式（第9条関係）

年度伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金交付決定事業変更  
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

---

申請者名称及び  
代表者氏名

---

次のとおり、伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容  
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第6号様式（第9条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書

住所又は  
所在地

申請者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更（変更・廃止）申請書の  
内容を審査しました結果、次のとおり変更承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更（中止・廃止）の内容

第7号様式（第11条関係）

年度伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

---

要望者名称及び  
代表者氏名

---

印

交付決定のありました伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

- |                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 1 交付決定通知額                         | 円 |
| 2 既交付額                            | 円 |
| 3 今回交付請求額                         | 円 |
| 4 未交付額                            | 円 |
| 5 添付書類                            |   |
| (1) 伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金交付決定通知書の写し   |   |
| (2) 伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金変更交付決定通知書の写し |   |

第8号様式（第12条関係）

年度伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

---

補助事業者名称及び  
代表者氏名

---

年 月 日付けで交付決定を受けた伊勢原市人権啓発活動事業費等補助金にかかる実績を伊勢原市補助金等の交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

1 補助金受領額 円

2 補助金精算額 円

3 添付書類

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 相談活動状況報告書（生活相談事業を実施した場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類